

福岡医発第 176 号 (地)
平成 28 年 4 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

地域窓口における長時間労働者及び高ストレス者に対する
面接指導の実施について

今般、福岡産業保健総合支援センターより、平成 27 年 4 月 1 日付け労健福発第 438 号「産業保健活動総合支援事業実施要領の一部改正について」(別添参照)により、従来から地域窓口の活動であった「長時間労働者に対する面接指導」に加え、「ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導」を小規模事業場への支援の一つとして実施することとなった旨、通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

なお、登録産業医の先生方に対しましては、別紙のとおり、同センターより面接指導の実施について協力を依頼されております。

また、同センターにおいては、「高ストレス者に対する面接指導」の実施者となられる医師を対象とした研修会を企画しているとのことですので、詳細が分かり次第、改めてご連絡いたします。

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 榎藤秀之
会長 廣瀬真恵

福産保発第 53 号

平成 28 年 4 月 6 日

福岡県医師会長

松田 峻一良 殿

福岡産業保健総合支援センター

所長 織 田 進

(公 印 省 略)

地域窓口における長時間労働者及び高ストレス者に対する
面接指導の実施について

時下 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

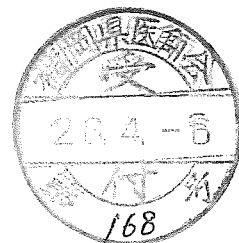
貴殿におかれましては、当センターの運営にご支援ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 4 月 1 日付け労健福発第 438 号「産業保健活動総合支援事業実施要領の一部改正について」(別添)により、従来から地域窓口の活動であった「長時間労働者に対する面接指導」に加え、「ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導」を小規模事業場への支援の一つとして実施することとなりました。

先般、当センターより登録産業医の先生方へ、別紙の通りご案内し、面接指導の実施への協力をご依頼させていただきました。

つきましては、本件につきましてご報告いたしますとともに、貴殿におかれましては、お忙しい中誠に恐縮ではございますが、地域医師会様へご周知下さいますよう、お願い申し上げます。

なお、当センターと致しましては、「高ストレス者に対する面接指導」の実施者となられる医師を対象とした研修会を企画しており、開催に際しまして貴会のご協力を賜りたく存じます。詳細が分かりましたら、改めてご依頼させていただきますので、何卒宜しくお願い申し上げます。



労健福発第313号
平成28年3月8日

各産業保健総合支援センター所長 殿

産業保健・賃金援護部長

地域窓口における長時間労働者及び高ストレス者に対する
面接指導の実施について

平成27年4月1日付け労健福発第438号「産業保健活動総合支援事業実施要領の一部改正について」により、従来から地域窓口の活動であった「長時間労働者に対する面接指導」に加え、「ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導」を小規模事業場への支援の一つとして実施することとしたところです。

今般、厚生労働省が長時間労働者及び高ストレス者に対する面接指導の具体的な実施方法を示したマニュアルを作成したことから、平成28年4月より、長時間労働者及び高ストレス者に対する面接指導を実施する際には、下記のとおり実施していただきますようお願いします。

記

1 範囲及び位置づけ

登録産業医が行う面接指導は以下のものとする。

(1) 長時間労働者に対する面接指導

① 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第66条の8第1項に基づき、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第52条の2に規定する要件に該当する労働者（時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者）を対象として面接指導を実施し、安衛法第66条の8第4項に規定する面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、意見陳述を実施する。

② 安衛法第66条の9に基づき安衛則第52条の8に規定する要件に該当する労働者（時間外・休日労働時間が会社又は事業場の基準を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者等）を対象として面接指導を実施し、面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、意見陳述を実施する。

(2) 高ストレス者に対する面接指導

安衛法第66条の10に基づき、安衛則第52条の15に規定する要件に該当する労働者（ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であるとストレスチェックの実施者が判定した者）を対象として面接指導を実施し、

安衛法第66条の10第5項に規定する面接指導の結果に基づく事後措置に係る事業者からの意見聴取に対し、意見陳述を実施する。

2 対象者

小規模事業場（労働者数50人未満の事業場。以下同じ。）の事業者及び労働者を対象とする。

いわゆる「大企業」の支店、営業所等であって、常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場から面接指導の実施依頼があった場合には、当該事業場に本事業の趣旨について理解を得た上で、本社や一定の資本関係等にある事業者が選任する産業医の協力を要請するよう助言したり、医療機関を紹介したり、ストレスチェック実施のための助成金の活用を促したりするなど、企業規模で常時50人未満の労働者を使用する事業場に対しての面接指導の対応を優先的に実施するよう配慮する。

3 実施者

地域窓口の登録産業医が面接指導を行う。

4 実施場所

利用者の利便性を考慮し、かつ、相談対応の効果的・効率的な実施を図るため、利用の申し込みがあった事業場において実施すること。

ただし、利便性及び効率性が確保できる場合は、地域の実情に応じて、事業場以外の、面接指導を適切に行うことが可能な事業場周辺の医療機関を含めた施設において実施しても差し支えない。

なお、実施場所は、利用者のプライバシーが確保される構造（相談の音声は外部に漏れにくく、外部から容易に覗けないような構造）であることに配慮すること。

5 実施方針

平日の昼間に実施することを原則とするが、利用者の利便性を考慮し、必要に応じ、夜間又は休日に実施することも可能とする。

実施に当たっては予約制とし、コーディネーターが利用者から事前に希望する日時等を聴取すること。

面接指導の利用回数については、労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談及び健康診断の結果についての医師からの意見聴取の利用回数も含めて、1事業場当たり2回までを限度とする。同一事案について継続的な面接指導が必要な場合や医療機関を受診する必要がある場合などについては、適切な外部資源を紹介する等、一次的な相談として実施する。

なお、労働基準監督署からの紹介で事業者が利用申込する場合には、利用回数制限にかかわらず対応する。

6 面接指導の流れ

基本的な業務の流れは、産業保健業務基準（平成27年度版）の第3章第1の1（4）イと同様であるが、以下の事項に留意する。

（1）事前準備

長時間労働者に対する面接指導の場合、事業者に対し様式地4（例）「医師による面接指導申出書」の写し、様式地5（例）「労働時間等に関するチェックリスト」、直近の健康診断結果（本人の同意が必要）を事前に求めること。

高ストレス者に対する面接指導の場合、事業者に対し、上記の他、様式地5の2「ストレスチェック実施状況報告書」及び面接指導対象者のストレスチェック結果を事前に求めること。

コーディネーターは、様式地4（例）「医師による面接指導申出書」の「2 面接指導を受ける医師」の欄の「地域産業保健センターの医師」にチェックがついていることを確認すること。

（2）実施及び実施記録の作成

様式地6（例）「面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書」の面接指導結果報告書欄、様式地7（例）「健康相談記録票」に記録する。さらに面接指導実施後、様式地6（例）の就業上の措置に係る意見書欄に記載して、事業者に交付する。

7 留意点

（1）面接指導の具体的な実施方法

面接指導は、「長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル（平成27年11月）」（以下「マニュアル」という。）を活用して実施することが望ましいこと。

（2）ストレスチェックの調査票及び高ストレス者の選定方法の確認

様式地5の2の記載内容により確認する。

原則として「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）の別添「職業性ストレス簡易調査票」（57項目）又は「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」に掲載されている当該調査票の簡略版（23項目）を使用したものとする。ただし、上記以外のストレスチェックの調査票を使用している場合には、当該調査票の調査項目が安衛則第52条の9に定められた要件を満たすことを様式地5の2の「1 ストレスチェック調査票」において、「③ その他」及びⅠからⅢ全てにチェックが入っていることを確認する。

また、指針に基づき事業者が高ストレス者を選定するための方法を定めていることについて、様式地5の2の「2 高ストレス者の選定方法」の全てにチェッ

クが入っていることを確認する。

事業者からの確認がとれない場合については、労働安全衛生法令や指針に基づいてストレスチェックが実施されていることが確認できないため面接指導を実施できないことを事業者の説明する。

(3) 要件を満たさない利用申請への対応

労働者からの申出がない中にもかかわらず、事業者から面接指導の実施の利用申込みがあった場合は、受け付けないこととし、労働者からの申出を受けるよう事業者伝えること。

小規模事業場の労働者が、申出書及び事業場等からの情報を提出することなく、面接指導の実施を求めてきた場合であって、当該労働者の勤務の状況が十分に把握できない場合には、当該労働者に対し、情報が十分得られないため面接指導を実施できない旨説明した上で、当該労働者の事情等を勘案して「脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導」若しくは「メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導」として別途対応するか、又は必要書類の提出等を求める等の対応を取ること。

なお、事業場等からの情報が不十分と判断した場合には、同様の措置を講じること。

加えて、当該保健指導又は当該相談・指導の結果、疲労の蓄積やストレスの状況に応じて、当該労働者本人に、医師の面接指導を事業者に申し出るよう促すこと。

8 様式

新たに高ストレス者に対する面接指導を実施すること及びマニュアルに沿って面接指導を実施することから、様式地1（例）、様式地2（例）、様式地4（例）、様式地5（例）、様式地6（例）、様式地7（例）を次のとおり改正し、新たに様式地5の2を追加する。

9 施行日

平成28年4月1日から施行する。

健康相談・面接指導 利用申込書

※ 申込事業場が企業の支店、営業所、工場や子会社等の場合、当該企業又は親企業の情報をご記入ください。
 なお、本事業は企業規模で常時50人未満の小規模事業場を優先的に対応いたします。

※ 労働者本人からの申込みの場合は、担当者欄にご本人の氏名をご記入のうえ、氏名の後ろに「本人」と注記してください。

※ 本用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

チェック欄
はい いいえ

- | | |
|---|---|
|  |  |
|  |  |
|  |  |

○様式地2 (例) 健康相談・面接指導実施台帳

(28. 4. 1 改正)

様式地2

No.

健康相談・面接指導実施台帳

番号	受付・連絡・実施	相談者	事業場名等	相談内容※	担当医師・保健師・労働衛生工学専門員名	備考
	受付： 年 月 日 連絡： 年 月 日 実施： 年 月 日	氏名： 1 事業者 2 本人 3 その他	名称： 所在地： 連絡担当者： 電話： FAX：	1・2・3 4・5 その他 []		
	受付： 年 月 日 連絡： 年 月 日 実施： 年 月 日	氏名： 1 事業者 2 本人 3 その他	名称： 所在地： 連絡担当者： 電話： FAX：	1・2・3 4・5 その他 []		
	受付： 年 月 日 連絡： 年 月 日 実施： 年 月 日	氏名： 1 事業者 2 本人 3 その他	名称： 所在地： 連絡担当者： 電話： FAX：	1・2・3 4・5 その他 []		
	受付： 年 月 日 連絡： 年 月 日 実施： 年 月 日	氏名： 1 事業者 2 本人 3 その他	名称： 所在地： 連絡担当者： 電話： FAX：	1・2・3 4・5 その他 []		

※相談内容の区分は次のとおり

1. 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談 2. 健康診断の結果についての医師の意見聴取 3. 長時間労働者に対する面接指導 4. 高ストレス者に対する面接指導
※相談内容の「5 その他」欄には、その他助言指導等（健康相談に併せての作業環境管理、メンタルヘルス対策、その他労働衛生の助言指導の有無）を記入。

○様式地 4 (例) 医師による面接指導申出書

様式地 4

医師による面接指導申出書

平成 年 月 日

事業者

殿

所 属

氏 名

私は労働安全衛生法に定める医師による面接指導の対象となる者として、下記のとおり面接指導を受けることを希望します。

記

1 面接指導の区分 (いずれかにチェック)

- ☐ : 1月あたり100時間を超える時間外・休日労働
(労働安全衛生法第66条の8第1項、労働安全衛生規則第52条の2第1項)
- ☐ : 上記以外の長時間労働等
(労働安全衛生法第66条の9、労働安全衛生規則第52条の8第2項)
- ☐ : 高ストレス者
(労働安全衛生法第66条の10、労働安全衛生規則第52条の15)

2 面接指導を受ける医師 (いずれかにチェック)

- ☐ : 地域産業保健センターの医師
- ☐ : 自分が希望する医師

3 面接指導を受けるに当たり配慮を求める事項

○様式地 5 (例) 労働時間等に関するチェックリスト

(28. 4. 1 改正)

- 1 氏 名 性別 ☐ 男 ☐ 女 年齢 歳
- 2 所属事業場名・部署 役職
- 3 雇用形態 ☐ 正社員 ☐ 契約社員・パートタイム等 ☐ 派遣労働者
- 4 労働時間制等 ☐ 変形労働時間制または裁量労働制の適用
(該当項目をチェック)

☐ 長時間労働者向け面接指導の対象者

☐ 高ストレス者向け面接指導の対象者

上記に該当の場合、以下についても該当事項をチェック

- ☐ 時間外・休日労働時間が月 100 時間超の申し出者
- ☐ 時間外・休日労働時間が月 80 時間超の申し出者
- ☐ 会社または事業場の基準該当者
- ☐ 時間外・休日労働時間が月 100 時間超の者
- ☐ 時間外・休日労働時間が月 80 時間超の者
- ☐ 時間外・休日労働時間が月 45 時間超の者
- ☐ その他の者：

☐ 過去の面接指導 (☐ なし ☐ あり ・ 過去の指導年月 年 月)

前 1 か月間について

年 月 日 ~ 月 日

- ①労働時間等
- 総労働時間 (実績) 時間/月
- 時間外・休日労働時間 時間/月
- 通勤時間 (片道) 時間 分
- ②労働日数等
- 総労働日数 (実績) 日/月
- 所定休日数 日/月
- 有給休暇・欠勤日数 日/月

③業務内容 (責任性などを含む)、上司からの情報 (あれば)

作成者

氏名
事業場名
連絡先

○様式地5の2 ストレスチェック実施状況報告書

当社で採用したストレスチェック調査票及び高ストレス者の選定方法は以下のとおりです。

1 ストレスチェック調査票

- ☐ : ① 職業性ストレス簡易調査票（57項目）
- ☐ : ② 職業性ストレス簡易調査票（簡略版）（23項目）
- ☐ : ③ その他

（その他にチェックされた場合には、下記事項のうち該当するものにチェックをしてください。

- ☐ : I 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目を含んでいる
- ☐ : II 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目を含んでいる
- ☐ : III 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目を含んでいる

2 高ストレス者の選定方法

高ストレス者の選定方法について、該当するものにチェックをしてください。

- ☐ : ① 調査票のうち、「心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目」の評価点数の合計が高い者
- ☐ : ② 調査票のうち「心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目」の評価点数の合計が一定以上の者であって、かつ、「職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目」及び「職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目」の評価点数の合計が著しく高い者

作成者

氏名 事業場名 連絡先	
-------------------	--

※ 高ストレス者に対する面接指導の利用を希望する事業者は上記のいずれかにチェックをお願いいたします。

面接指導結果報告書

面接指導結果報告書				
対象者		氏名	所属	
			男・女	年齢 歳
勤務の状況 (労働時間、 労働時間以外の要因)				
疲労の蓄積の状況 【長時間労働者のみ】		0. (低)	1. 2. 3. (高)	
心理的な負担の状況 【高ストレス者のみ】		(ストレスチェック結果) A. ストレスの要因 _____ 点 B. 心身の自覚症状 _____ 点 C. 周囲の支援 _____ 点		(医学的所見に関する特記事項)
その他の心身の状況		0. 所見なし 1. 所見あり ()		
面接 医師 判定	本人への指導区分	(その他特記事項) 0. 措置不要 1. 要保健指導 2. 要経過観察 3. 要再面接 (時期:)		

就業上の措置に係る意見書					
就業区分		0. 通常勤務 1. 就業制限・配慮 2. 要休業			
就業上の措置	労働時間の短縮 (考えられるものに○)	0. 特に指示なし		4. 変形労働時間制または裁量労働制の対象からの除外	
		1. 時間外労働の制限 _____ 時間／月まで		5. 就業の禁止（休暇・休養の指示）	
		2. 時間外労働の禁止		6. その他	
		3. 就業時間を制限 _____ 時 分 ～ _____ 時 分			
	労働時間以外の項目 (考えられるものに○を付け、措置の内容を具体的に記述)	主要項目	a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他		
		1)			
		2)			
措置期間		_____ 日・週 ・ 月 又は 年 月			

医師の所属先	年 月 日 (実施年月日)	印
	医師氏名	

※ 本報告書及び意見書は、労働安全衛生規則第52条の6の規定（事業者は面接指導の結果の記録を作成し、これを5年間保存すること。当該記録は労働者の疲労の蓄積の状況、心身の状況、事後措置に係る医師の意見等を記入したもの）及び同規則第52条の18の規定（事業者は面接指導の結果の記録を作成し、これを5年間保存すること。当該記録は労働者の心理的な負担の状況、心身の状況、事後措置に係る医師の意見等を記入したもの）に基づく面接指導の結果の記録に該当するものです。

福産保発第 49 号
平成 28 年 3 月 28 日

産業保健総合支援センター
登録産業医 各位

福岡産業保健総合支援センター
所長 織 田 進
(公 印 省 略)

地域窓口における長時間労働者及び高ストレス者に対する
面接指導の実施について

時下 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

登録産業医の皆様におかれましては、地域窓口（地域産業保健センター）での産業保健活動にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 4 月 1 日付け労健福発第 438 号「産業保健活動総合支援事業実施要領の一部改正について」（別添）により、従来から地域窓口の活動であった「長時間労働者に対する面接指導」に加え、「ストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導」を小規模事業場への支援の一つとして実施する旨、本部より通知されたところです。

つきましては、平成 28 年 4 月より、小規模事業場から「高ストレス者に対する面接指導」の依頼がございました際には、コーディネーターより登録産業医の皆様に、面接指導をご依頼させていただくことになります。

皆様におかれましては、お忙しい中誠に恐縮ではございますが、何卒ご協力賜ります様、お願いいたします。

なお、長時間労働者及び高ストレス者に対する面接指導を実施する際には、本部より示されました別添のとおり実施いただきますようお願いいたします。

当センターと致しましては、「高ストレス者に対する面接指導」の実施者とられる医師を対象とした研修会を企画しております。詳細につきましては後日ご案内させていただきますので、皆様におかれましては是非ご参加いただきますよう、お願いいたします。